

近税立志会 創刊第3号

平成24年1月20日

一党独裁に終止符を!

近税立志会 会長 篠田展俊

近畿税理士会会員各位

拝啓、厳寒の候、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この近税立志会は、平成20年5月、近畿税理士会の会長辞任に伴う会長補欠選挙が行われた後に「菅原宏平君を会長に推す会」を発展的に解消し、継続的な活動を目指し新たに設立された組織です。

昨年8月に第3回の定期総会を終え、初代の菅原宏平会長からバトンを受け、今般当会の会長職に就任することとなりました篠田展俊です。微力ながら精一杯活動していく所存ですので、どうか皆様方のご支援、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

当会は継続的な活動を行い、近畿税理士会での会長選挙を戦える組織を目指しながらも、昨年の役員選挙におきましては、残念ながら会長候補者の擁立には至らず、皆様方の期待に添うことができなかつたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、日常的に私達と思いを同じくする各地域の選挙団体は勿論、その他各友好団体とも情報交換を密にして連携を強化し、会長選挙に留まらず副会長・理事・監事選挙においても出来うる限りの支援をし、私達が推薦できる有能な人材を一人でも多く、役員として近畿税理士会へ送り込み、一党独裁とも言える状態を阻止すべきものと考えております。

現在、税理士業界を取り巻く諸問題は山積しております。平成25年に予定されている税理士法改正につきましては、第1条の「税理士の使命」に関して最初からほとんど議論することもなく進められています。さらに、公認会計士や弁護士の合格者が急激に増員されている現状で、第3条第1項の資格取得の問題につきましては、今回の改正で我々が望む結果を果たして得られるのでしょうか。

また、さまざまな増税が予定されているなか、当初国税通則法の改正により、納税者権利憲章の制定が予定されていたにもかかわらず、今回は見送られることとなり、多くは税務行政にとって都合のよい改正で終わるのではないかと思われます。

私たちは税理士として、国民のための租税制度と税理士制度の発展を図らなければならないことを自覚し、租税法律主義を追求・実践し、社会公共的な職業使命達成のため不断の努力をいたします。そして近畿税理士会の自主性・自律性ある会務運営を実現するために、人格見識に優れた役員を選出することを目的として活動してまいりますので、これからも、惜しみないご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

設立の経緯

平成20年8月、近畿税理士会会長の就任からわずか8ヶ月での辞任という会員を無視した事態に対し、「菅原宏平君を会長に推す会」を立ち上げ会長補欠選挙に挑んでまいりました。その後、この会を発展的に解消し、平成21年3月新たに「近税立志会」を設立いたしました。

宣言

私たちは税理士として独立自尊の精神を重んじ、国民のための租税制度と税理士制度の発展を図らなければならないことを自覚します。

そのためには租税法律主義を学問的に追究、実践し、社会公共的な職業使命達成のため、不断の努力を惜しません。

そして近畿税理士会の自主性・自律性ある会務運営を実現するために、人格識見に優れた会長はじめ役員を選出することを目的として、ここに近畿税理士会会員諸兄姉に向けて「近税立志会」設立発起を宣言します。



自主、自律がテーマです

近税立志会

発行所 〒543-0014
大阪市天王寺区玉造元町14-17
電話(06)6764-8338

発行人 篠田展俊

1. 現在の税理士法改正の動向(資格取得問題)

H22年12月に閣議決定された平成23年度税制改正大綱では、納税環境の整備について触れたうえで「税理士制度については、平成23年度中に見直しの必要性や方向性について結論を出すこととされていますが、その見直しに当たっては、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、引き続き納税者の利便性の向上を図り、税理士に対する納税者からの信頼をより一層高めるとの観点をも踏まえつつ、関係者等の意見も考慮しながら、検討を進めます。」と税理士法改正に踏み込んだ内容が記載されていることからも、社会全体から税理士制度が期待されていることの現われといえる。

この税理士法改正については、日税連税理士法改正特別委員会において、H23年4月21日全17項目からなる「税理士法改正に関する意見(案)」が策定、公表された。その根本は「社会から信頼される税理士制度の構築」を目的とするものとされており、詳細は日税連のHP会員サイトからも確認できるのでご覧いただきたい。

今回の改正要望項目の中で注目される項目は「税理士の資格取得に関する規定」であり、特に弁護士及び公認会計士に対する自動資格付与の改正がポイントとなっている。

この税理士法改正の動きに対して、公認会計士協会を中心に反対運動が展開されており、協会は会員を中心に署名活動も行っていることは周知のとおりだが、22,236通(全会員・準会員の71.9%)の署名が集まったと公表されている。日税連を中心に「署名はさほど集まらないだろう」との楽観論があったが、70%を超える署名が集まつたことを受けて、今後の対応及び勉強会の動向が注目されるところである。

2. 国税通則法の改正及び納税者権利憲章の動向

H22年に公表された税制改正大綱に国税通則法の改正及び納税者権利憲章の策定が盛り込まれ、その後H23年1月に改正法案が上程され、税務調査手続の整備、更正の請求期間延長、理由附記等の整備、納税者権利憲章の策定が行われる予定であった。

調査手続の整備などは納税者から見て義務的規定も多く盛り込まれていることから問題があるにしても、納税者権利憲章の制定自体意義のあるもので、ある程度は肯定的に捉えられる内容であった。しかし、いわゆるねじれ国会の中で改正法案が可決されることなく、国税通則法の改正及び納税者権利憲章の制定については継続協議されることになった。

そのような中、H23年臨時国会に提出された「修正国税通則法案」では税務調査手続では納税者からみて義務が強化される内容となっており、更正の請求期間は5年に伸長されるものの、納税者権利憲章の制定は見送られる内容となった。詳細は財務省のHPにデータがアップされているのでご覧いただきたい。

そして、H23年11月10日の三党税制調査会長による合意により、国税に関しては「法人課税と納税環境整備以外の項目は今改正から削除」して賛成する合意が行われた結果、法案どおり可決された。